

隠高第143号
令和2年7月8日

保護者の皆様

島根県立隠岐高等学校長
(事 務 室)

「就学支援金」の申請について（お知らせ）

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、授業料の負担軽減をはかる「就学支援金」制度についてご案内いたします。「就学支援金」を申請されない場合でも、ご提出いただく書類がございます。

つきましては、下記及び別添の資料をご覧いただき、該当の書類を本校事務室までご提出ください。

また、今年度7月より審査基準が変更となりましたので、ご注意ください。

記

1 制度概要

所得について一定の条件を満たす世帯に対し、生徒に代わって国が授業料を負担する制度。

2 配布資料

- ・就学支援金・奨学のための給付金7月申請のご案内…両面
- ・就学支援金制度変更のご案内…両面
- ・就学支援金関係書類の提出について／個人番号カード（写）等貼付台紙記入例
…両面（白色）
- ・就学支援金（授業料納付不要）の申請をする方…両面（黄色）
- ・ 〃 記入例／記入上の注意…A3 両面（白色）
- ・意向確認書（桃色）
- ・個人番号カード（写）等貼付台紙（黄色）

3 提出期限

令和2年7月20日（月）

（裏面あり）

4 提出書類

申請する場合

- ・就学支援金（授業料納付不要）の申請をする方（黄色）
- ・個人番号カード（写）等貼付台紙（黄色）・・・未提出または不備のある場合

申請しない場合

- ・意向確認書（桃色）

5 注意事項

- ・「就学支援金」を申請されない場合は、意向確認書（桃色）をご提出ください。
- ・個人番号カード（写）等貼付台紙（黄色）（以下、個人番号という。）は前回の「就学支援金」申請時に個人番号が未提出の方、または不備のあった方にのみ配布しています。
- ・個人番号を郵送でご提出の際は、簡易書留にてお願いいたします。

【問い合わせ先】
島根県立隠岐高等学校
事務室 長島
TEL：08512-2-1181

就学支援金・奨学のための給付金 7月申請のご案内

申請する色の書類全てを専用封筒に入れて密封し、
7月20日(月)までに、学校事務室へ提出してください。

黄色の紙を提出

1 就学支援金（＝授業料納付不要の申請）

要件を満たす場合、令和2年7月から令和3年6月までの授業料支払いが不要となる申請です

※新入生が入学時に申請されたのは、令和2年6月までの授業料納付を不要にする申請です。今回のものとは期間が違うのでご注意ください。

桃色の紙を提出

2 1を申請しない場合（意向確認書）

・所得要件を満たさない等の理由により、1の申請を行わない場合は、桃色の用紙を提出してください。

緑色の紙を提出

3 奨学のための給付金 （＝生活保護・非課税世帯への授業料以外の教育費支援の申請）

授業料以外の部分の教育費支援として、規定の金額を給付します。

・申請には、以下の①から③の要件を全て満たす必要があります。

- ①令和2年7月1日現在、生活保護受給世帯または令和2年度課税証明書類で、保護者等全員の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円である世帯
- ②児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁を受けていない
- ③保護者等が島根県内に住んでいる
- ④平成26年度以降に高等学校等に入学し、就学支援金または学び直し支援金の資格認定を受けている

※給付回数の上限は全日制で5回、定時・通信制で6回（過去の高校での受給含む）です。

※保護者の方が島根県外在住の場合は、島根県ではなくお住まいの都道府県への申請が必要です。

①～④いずれか当てはまる書類を提出してください。

① 就学支援金（授業料納付不要の申請）のみ申請する場合

- 就学支援金申請書《黄色の申請書》
- 個人番号カード（写）等貼付台紙《黄色の台紙》※マイナンバーカード写し等を添付
→令和元年7月、令和2年4月の申請時に事前提出をいただいた場合は今回の提出は不要。

② 就学支援金（授業料納付不要）を申請されない場合

- 意向確認書《桃色の用紙》

③ 就学支援金（授業料納付不要）と奨学のための給付金を両方申請する場合
【住民税の所得割額が0円で生活保護（生業扶助）を受給していない世帯】

A
B
ど
ち
ら
か

- A**
- 就学支援金申請書《黄色の申請書》
 - 個人番号カード（写）等貼付台紙《黄色の台紙》※マイナンバーカード写し等の添付が必要
→令和元年7月、令和2年4月の申請時に事前提出をいただいた場合は今回の提出は不要
 - 奨学のための給付金申請書《緑色の申請書》※健康保険証と通帳の写しを添付
 - 個人番号カード（写）等貼付台紙《緑色の台紙》※マイナンバーカード写し等の添付が必要
→黄色の台紙の使い回しができないと定められているため、マイナンバーの場合は、別途提出いただく必要があります。
- B**
- 就学支援金申請書《黄色の申請書》
 - 個人番号カード（写）等貼付台紙《黄色の台紙》※マイナンバーカード写し等を添付
→令和元年7月、令和2年4月の申請時に事前提出をいただいた場合は今回の提出は不要
 - 奨学のための給付金申請書《緑色の申請書》※健康保険証と通帳の写しの添付
 - 保護者等全員の令和2年度（非）課税証明書 ※省略不可

④ 就学支援金（授業料納付不要）と奨学のための給付金を両方申請する場合
【生活保護（生業扶助）受給世帯】

- 就学支援金申請書《黄色の申請書》
- 奨学のための給付金申請書《緑色の申請書》※通帳の写しの添付が必要
- 生活保護受給証明書（令和2年7月1日以降に発行されたもの）

書類の提出後は、県の教育委員会で審査を行います。記入漏れや不足書類等がある場合は、以下の電話番号からお電話することがありますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

島根県教育委員会 学校企画課（分室）

TEL 0852-22-5915、5918、5935、5799（受付時間：平日9:00～17:00）

今回の申請から就学支援金制度に変更があります
(R2.7～R3.6の授業料納付免除の申請)

1 認定基準の変更

就学支援金を受給できる（授業料納付が不要になる）かどうかの基準が変更になります。

令和2年6月までの基準

保護者等の都道府県民税と市町村民税所得割額の合計が、50万7,000円未満であること

新基準

保護者等の市町村民税
(課税標準額 × 6% - 調整控除の額) の合計が
30万4,200円未満であること

※注意※

- ・ 認定される世帯の水準が大きく変わったわけではありません。
- ・ 収入額からの目安は、文科省のモデルケース（※）で世帯年収の合計が910万円未満とされています。ただし、これはあくまで目安であり、各家庭の扶養状況や控除によって変わります。
- ・ 「調整控除の額」は、課税証明書では確認が難しいことが多いです。
- ・ ふるさと納税による控除は「調整控除」には含まれません。
- ・ 令和2年7月の申請は令和2年度の課税状況での審査となります。

◎これまでのように課税証明書等を見て自己判断するのが困難な事から、迷う場合には申請を行ってください！

(※) 文科省のモデルケースは両親・高校生・中学生の四大家族で、両親のうち1名が働いているという世帯を想定しています。

ウラ面へ

2 マイナンバーの利用

審査に必要となる書類が課税証明書等から、マイナンバー確認書類へと変更になります。

令和2年6月まで

保護者等に課税証明書等の課税情報を確認できる書類を提出してもらう

新制度

保護者等から提出されたマイナンバーを用いて 県が必要な情報を確認する

- マイナンバーや住所に変更がなければ、1度提出されれば次回からは申請書のみの提出でよくなります。
- 途中で所得基準を超過し、受給資格がなくなると提出されているマイナンバーの写しは破棄します。再度申請する場合には、マイナンバーの確認書類も再度提出いただく必要がありますので、ご了承ください。
- 別の制度（奨学のための給付金・学び直し支援金等）を利用する場合は、制度ごとに別途マイナンバー確認書類の提出が必要です。
- マイナンバーを利用して情報が確認できなかった場合は、改めて課税証明書等の証明書類の提出をお願いする場合があります。

マイナンバー確認書類として、以下のいずれかの提出が必要です。

- マイナンバーカードの写し
- マイナンバー通知カードの写し（※）
（※令和2年5月22日以降に氏名・住所・生年月日・性別・個人番号に変更が無い場合のみ）
- マイナンバーが記載されている住民票

※生活保護受給世帯の場合は、下記の書類でも構いません

- 生活保護受給証明書（世帯全員が記載されているもの）

市町村民税が未申告の場合は、マイナンバーを用いても必要となる情報を確認できないため、税の申告後に、改めて課税証明書等の書類を提出いただく場合があります。税情報の確認が取れず、認定が遅れた場合、授業料を納めていただく可能性もありますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただきますようお願いいたします。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 2 名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	(県立)・市立 島根 高等学校																																																																																				
	種類・課程・学科等	普通科																																																																																				
生徒	★確認書類として、マイナンバーが記載された住民票を提出する場合は、台紙には貼らず、そのまま同封してください。	教育学 1年1組8番																																																																																				
保護者等①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td style="text-align: center;">-</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td style="text-align: center;">-</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">(カナ) キョウイク タロウ</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">教育 太郎</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">昭和 50年 1月 2日 平成</td> </tr> </table>	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	0	氏名														(カナ) キョウイク タロウ														教育 太郎														生年月日														昭和 50年 1月 2日 平成														<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> マイナンバーカードの場合【裏面】 </div> <p style="font-size: small;">個人番号が記載されている面を上にして、貼り付けてください。</p>
1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	0	0																																																																									
氏名																																																																																						
(カナ) キョウイク タロウ																																																																																						
教育 太郎																																																																																						
生年月日																																																																																						
昭和 50年 1月 2日 平成																																																																																						
保護者等②	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td style="text-align: center;">-</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td style="text-align: center;">-</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">(カナ) キョウイク ハナコ</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">教育 花子</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: center;">昭和 50年10月20日 平成</td> </tr> </table>	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2	氏名														(カナ) キョウイク ハナコ														教育 花子														生年月日														昭和 50年10月20日 平成														<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> マイナンバー通知カードの場合【表面】 ※記載情報に変更がない場合のみ </div> <p style="font-size: small;">貼り付けてください。</p>
1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2																																																																									
氏名																																																																																						
(カナ) キョウイク ハナコ																																																																																						
教育 花子																																																																																						
生年月日																																																																																						
昭和 50年10月20日 平成																																																																																						

DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿します。希望される方は右のチェックボックスを記入してください。

※記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する場を目的にのみ使用します。

DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は必ず✓を記入してください!
 (申告いただいた場合、所在地に繋がる情報を確認される危険を防ぐ措置をとります)

(A) 就学支援金(授業料納付不要)の申請をする方

令和2年7月1日

島根県教育委員会教育長 殿

高等学校等就学支援金(令和2年7月~令和3年6月分)

オモテ

※ 次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

受給資格認定申請書(初回時)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

※ 次の1~3を必ず確認の上、左の□にレ印を付けてください(※必須)

1 この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

2 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

3 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和・平成	年	月	日
生徒の現住所	〒		都道府県	市区町村
保護者等の現住所 (本件に関する書類の送付先)	<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	(生徒と異なる場合) 〒 () ()		
保護者等の電話番号	① () ()	② () ()	※平日の9:00~17:00に連絡がとりやすい番号を記入してください。	
生徒が在学する学校の名称	立 高等学校			

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立 高等学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

ウラ面へ

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号(マイナンバー)カードの写し等を添付します。

① 親権者（両親）2名分

親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

② ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人□名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号（マイナンバー）カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄
（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名		生徒との続柄	
(ふりがな)			
生年月日	S・H	年	月 日

氏名		生徒との続柄	
(ふりがな)			
生年月日	S・H	年	月 日

上記保護者等が **令和2年1月1日時点で住民票のあった**住所を市区町村まで記入してください

都道	市区
府県	町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

都道	市区
府県	町村
<input type="checkbox"/> 左記の保護者等と同じ	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

学校受付日

年 月 日（学校または県において記入。）

(A) 就学支援金（授業料納付不要）の申請をする方

令和2年7月1日

島根県教育委員会教育長 殿

オモテ

高等学校等就学支援金（令和2年7月～令和3年6月分）

※ 次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関する事項について、届け出ます。

・現在支援金の認定を受けていない人上段、認定を受けている人は下段に✓

・今年度新入生は空欄のままとしてください

※次の1～3を必ず確認の上、左の□にレ印を付け



1 この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違のないものである。

2 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられています。

3 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要となる事務手続と学区設置者に委任することを了承します。

確認のうえ必ず□に✓マークを記入してください

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	キョウイク		マナブ	
生徒の氏名	姓	教育	名	学

生徒の生年月日	昭和・ 平成 16年5月1日			
生徒の現住所	〒690-0000 島根 都道府県 松江 市区町村 殿町1番地			
保護者等の現住所 (本件に関する書類の送付先)	<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	(生徒と異なる場合) 〒693-0000 島根県出雲市〇〇町 (母)		
保護者等の電話番号	①090-1111-222 0852-00-9999 (父の会社) ※平日の9:00~17:00に連絡 番号を記入してください。			
生徒が在学する学校の名称	島根県			

・生徒の住所と異なる場合は記入してください

・単身赴任等のご事情により、保護者の住所が複数ある場合は、本件に関する確認書類を送付する場合、ご対応いただける方の住所・続柄を記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格があります。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます)
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 県立島根高等学校	R2年4月1日～ (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

ウラ面へ

高等学校等就学支援金（黄色の申請書）について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用するの申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

(B) 就学支援金を申請しない方

令和2年 7月 1日

島根県教育委員会教育長 様

意向確認書

令和2年7月分から令和3年6月分まで(最高学年の場合は卒業日の
属する月まで) の授業料について、

高等学校等就学支援金の認定申請書を提出しません。

(参考)

保護者全員の令和2年度《市町村民税の課税標準額 × 6% - 調整控除の額》の合計が
30万4200円未満である場合(年収での目安910万円 ※あくまで目安です)
就学支援金が認定され、授業料納付が不要となります(黄色の書類をご提出ください)
②本書を提出された場合は、授業料を納めていただくこととなります(※)

(※) 授業料を納めていただくのは就学支援金の認定結果が確定した後となります。現在就学支援金を受給しているものの今回認定から外れる場合、結果確定は11月頃となるため、11月下旬に7~11月分の授業料を一括して納付いただく形になります。(既に授業料を納めていただいている方は、7月以降も毎月引き落としで変更ありません)

なお、保護者の変更や税の更正により要件を満たす可能性が出てきた場合は、その時点からの認定を申請することができますので、早急に学校までご連絡ください。

必ず記入してください

学校名 _____ 高等学校

(ふりがな) (_____)

生徒氏名 _____ (保護者の方による代筆も可能です。)

(ふりがな) (_____)

保護者氏名 _____ 生徒との続柄: _____

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	県立 ・ 市立	高等学校
	種類・課程・学科等		
生徒	氏名		
	学年・クラス・出席番号等		

保護者等①	個人番号	<p style="text-align: center;">保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>★生活保護受給世帯 →生活保護受給証明書を提出する場合は、生活保護受給証明書と未記入のままの本書を提出してください。</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>個人番号が記載されている面を上にして、</u> 貼り付けてください。</p>	
	氏名		
	(カナ)		
	生年月日		
	昭和 平成		年 月 日
	個人番号		

保護者等②	個人番号	<p style="text-align: center;">保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>★生活保護受給世帯 →生活保護受給証明書を提出する場合は、生活保護受給証明書と未記入のままの本書を提出してください。</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>個人番号が記載されている面を上にして、</u> 貼り付けてください。</p>	
	氏名		
	(カナ)		
	生年月日		
	昭和 平成		年 月 日
	個人番号		

<p>DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿します。希望される方は右のチェックボックスを記入してください。</p> <p>※記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します</p>	<input style="width: 50px; height: 50px;" type="checkbox"/>
--	---

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。(台紙に貼る必要はありません)

②通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。